

広島県訓令第4号

不動産評価審議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

本庁
地方
機関

不動産評価審議会規程を廃止する訓令

不動産評価審議会規程（昭和三十四年広島県訓令第十八号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。